

新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第3号

新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程の一部を改正する規程

新潟市消防局災害活動組織及び部隊運用規程（平成19年3月28日新潟市消防局訓令第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章第3節」の次に「第4節 消防指令管制センター（第9条の2）」を加える。

第3条第3項中「危険物保安課長」を「規制指導課長」に改める。

第7条第2項中「地域防災課長」を「消防課長」に、「市民安全課長」を「予防課長」に改め、同条第5項中「副小隊長は、」の次に「消防司令補又は」を加える。

第9条の次に次の1節を加える。

第4節 消防指令管制センター

（指令管制長）

第9条の2 消防指令管制センターに指令管制長を置き、局当直司令をもって充てる。

第25条の次に第25条の2として次の1条を加える。

（指令管制長の任務）

第25条の2 指令管制長は、指揮本部長を補佐するため、第22条各号に定める事項について助言するものとする。

第40条第1項中「に消防活動経過表（別記様式第6号）及び火災防ぎょ活動略図（別記様式第7号）」及び「添付し、」を削り、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第6号」に改める。

別表第2火災の部建物火災（爆発含む。）の款災害弱者収容施設（中高層建物）の項第一出動の欄中「HR-SR 1」を「HR-SR-R 1」に改め、救急の部救急の款高速道（バイパスを含む。）の項中「P-T-R」を「P-T-R-SR」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第10条関係)

石油コンビナート等火災出動計画表

局 署 別	小隊別	車両別	出 動 区 分					備 考		
			第1出動	第2出動	特命出動					
			部 隊 区 分							
第1部隊	第2部隊	第3部隊	冷却部隊	特命部隊						
局	本部指揮隊	指令広報車						○		
	特別高度救助隊	救助工作車						○		
北	北本署消防隊	指揮隊車		○					管轄する担当区域	
		大型化学車	原 2,500ℓ	○					管轄する担当区域外に出動する場合は北本署消防隊3名で運用し、北本署消防隊が運用できない場合は北署救助隊が運用する。	
	北署救助隊	大型高所放水車	25m	○						
	松浜消防隊	ポンプ車			○					ペア出動
化学車		原 500ℓ		○						
東	東本署消防隊	指揮隊車		○					管轄する担当区域	
	東署特別救助隊	はしご車	40m				○			
	山の下消防隊	原液搬送車	水→原4,000ℓ	○						原液積載 ペア出動
		化学車	原 500ℓ	○						
	空港前消防隊	タンク車	水(原)2,000ℓ		○					送水不要時特命原液搬送担当
		化学車	原 500ℓ		○					ペア出動
大形消防隊	タンク車	水→原2,000ℓ	○						原液積載	
中央	中央本署第2消防隊	タンク車	水→原2,000ℓ					○	原液積載	
	礎消防隊	タンク車	水→原2,000ℓ					○	原液積載	
	水上消防隊	消防艇にほんかい						○		
	白山浦消防隊	タンク車	水→原4,000ℓ		○				原液積載	
	附船特別消火隊	タンク車	水(原)2,000ℓ	○					送水不要時特命原液搬送担当	
	下所島特別消火隊	タンク車	水→原4,000ℓ		○				原液積載	
	中央署特別救助隊	救助工作車	ポンプ付					○		ペア出動
		はしご車	24m					○		
	県庁前消防隊	化学車	原 500ℓ				○			ペア出動
		ポンプ車					○			
	駅南消防隊	タンク車	水→原2,000ℓ				○		原液積載	
山潟消防隊	ポンプ車					○			原液積載 ペア出動	
	タンク車	水→原2,000ℓ				○				
秋葉	秋葉署救助隊	化学車	原 500ℓ					○		
		遠距離送水用ポンプ車						○	遠距離送水担当	
		ホース延長車						○	ペア出動	
西	西署特別救助隊	はしご車 兼高所放水車	30m		○					
		小針消防隊	ポンプ車					○		
西蒲	西蒲署救助隊	はしご車 兼高所放水車	25m				○		ペア出動	
		化学車	原 500ℓ				○			
	救急隊	救急車		○					直近1隊出動	
	その他の隊	各車両						○		
出動隊数()は台数			7	5	4	3	6			
			(9)	(7)	(7)	(4)	(8)			

備考

- 1 各部隊の部隊長は、指揮本部長が指定する者又は上席指揮者をもって充てる。
- 2 新潟東港地区特別防災区域及び新潟西港地区特別防災区域(新井郷川右岸地域)で災害が発生した場合、松浜消防隊は情報収集活動のため第1出動とする。
- 3 「水→原」はタンク水から消火薬剤に積み替える。「水(原)」は送水不要時、特命により消火薬剤に積み替える。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第10条関係)

航空機事故出動計画表

局 署 別	小隊別	車両別	警戒区分		第1出動						第2出動	特命	備考		
			1種	2種	指揮隊	第1部隊	第2部隊	第3部隊	第4部隊	救助隊				救急隊	
局	本部指揮隊	指令広報車											○		
	特別高度救助隊	救助工作車	Ⅲ型								○				
北	北本署消防隊	大型化学車	水1,000ℓ 原2,500ℓ	○	○			○						管轄する担当区域外に出動する場合は3名で運用し、北本署消防隊が運用できない場合は北署救助隊が運用する。	
	北署救助隊	タンク車	水2,000ℓ	○	○			○							
		高所放水車	25m											○	
松浜消防隊	ポンプ車							○							
	化学車	水1,300ℓ 原 500ℓ							○					ペア出動	
東	東本署消防隊	指揮隊車		○	○									警防隊の指揮	
	東署特別救助隊	救助工作車	Ⅲ型	○							○			ペア出動(集団救急資機材)	
		資機材搬送車		○							○				
	山の下消防隊	原液搬送車	水4,000ℓ	○	○			○							
	空港前消防隊	タンク車	水2,000ℓ	○	○			○							ペア出動
化学車		水1,300ℓ 原 500ℓ	○	○			○								
中央	中央本署消防隊	指揮隊車										○		救急隊の指揮	
		資機材搬送車										○		ペア出動(集団救急資機材)	
	中央本署第2消防隊	タンク車	水→原2,000ℓ									○		原液搬送	
	礎消防隊	タンク車	水2,000ℓ						○						
	白山浦消防隊	タンク車	水→原4,000ℓ	○	○			○						原液搬送	
	附船特別消火隊	タンク車	水2,000ℓ	○	○			○							
	下所島特別消火隊	タンク車	水4,000ℓ	○	○			○							
	中央署特別救助隊	救助工作車	Ⅱ型(ポンプ付)									○			ペア出動
		はしご車	24m									○			
	県庁前消防隊	化学車	水1,300ℓ 原 500ℓ								○				ペア出動
ポンプ車										○					
駅南消防隊	タンク車	水2,000ℓ						○							
山潟消防隊	タンク車	水→原2,000ℓ										○	原液搬送		
秋葉	秋葉署救助隊	化学車	水1,300ℓ 原 500ℓ										○		
西	黒埼消防隊	タンク車	水→原2,000ℓ										○	原液搬送	
西蒲	西蒲署救助隊	化学車	水1,300ℓ 原 500ℓ										○		
	救急隊	救急車			○								○		
	その他の隊	各車両											○		
出動隊数()は台数			8	11	1	3	5	2	2	3	6	4			
			(9)	(13)	(1)	(4)	(5)	(3)	(3)	(5)	(6)	(5)			

備考

- 各部隊の部隊長は、指揮本部長が指定する者又は上席指揮者をもって充てる。
- 警戒区分
 - 1種 第1出動指定部隊のうち、第1部隊及び第2部隊は、消防署所で待機する。
 - 2種 第1出動指定部隊のうち、指揮隊、第1部隊及び第2部隊・東署特別救助隊及び直近の救急隊1隊は、新潟空港の指定する場所で待機する。
なお、緊急を要する場合を除き普通走行とする。
- 出動区分
 - 第1出動隊は、航空機事故部隊編成図による。
 - 第1出動の救急隊は、直近の6隊とする。
 - 必要によりドクターカーを要請する。
- 「水→原」はタンク水から消火薬剤に積み替える。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第40条関係)

第 号 年 月 日						
消 防 局 長 様						
消 防 署 長						
消 防 活 動 状 況 報 告 書						
番 号	第 号 火災		指揮本部長			
日 時	年 月 日 () 時 分					
場 所						
関係者	(歳)					
気 象	天候	風向	風速 m/分	気温 ℃	湿度 %	
出動人員	出動車両	水利部署	放水隊口	放水量	使用ホース	消防団
人	台	台	隊口	m ³	65mm 本 50mm 本	隊 人 活動
覚 知	月 日 時 分			覚知方法		
包囲体制	月 日 時 分			延焼阻止	月 日 時 分	
火勢鎮圧	月 日 時 分			鎮火	月 日 時 分	
救 助 活 動	活動の有無			傷 病 者	軽症	人
	救助人員	人			中等症	人
	活動人員	人			重症	人
死 者						
り 災 程 度	焼 損 棟 数 ・ 面 積	全焼	棟	m ²	焼 損 延 棟 数	棟
		半焼	棟	m ²		
		部分焼	棟	m ²		
		ぼや	棟	m ²		
	その他				焼 損 延 面 積	m ²
備 考						

別記様式第6号及び別記様式第7号を削り、別記様式第8号を別記様式第6号とする。

別図第1を次のように改める。

別図第1（第10条関係）

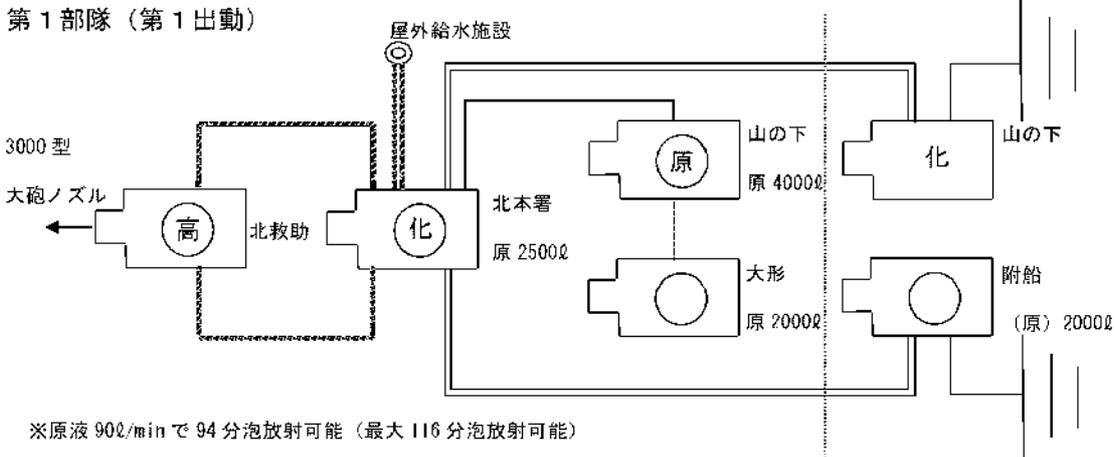
石油コンビナート等火災出動部隊編成図

※消火薬剤は3%換算値である。
 ※屋外給水施設に化学車が部署した場合、中継送水の必要はない。

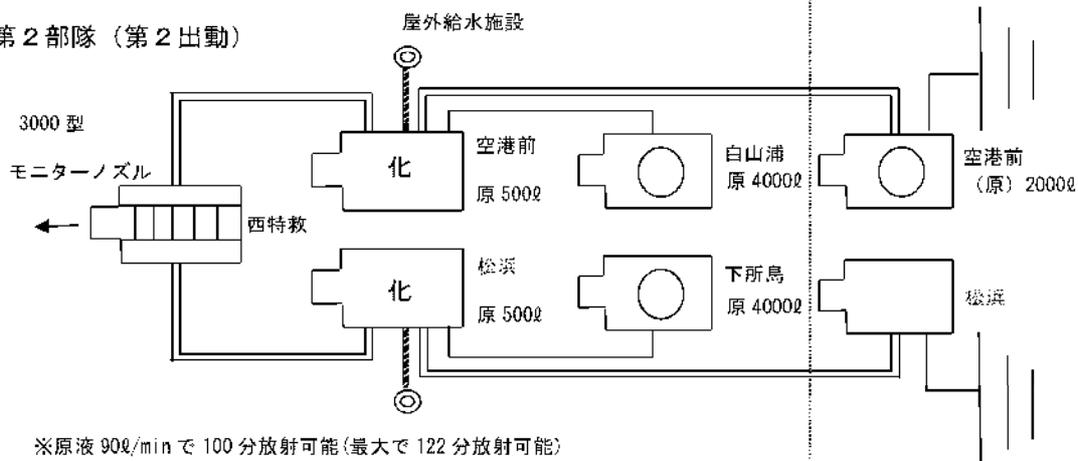
原 ……消火薬剤を積載
 (原) ……送水不要時、特命により原液を搬送

--- 75mmホース1線
 === 65mmホース2線
 - - - - - その他

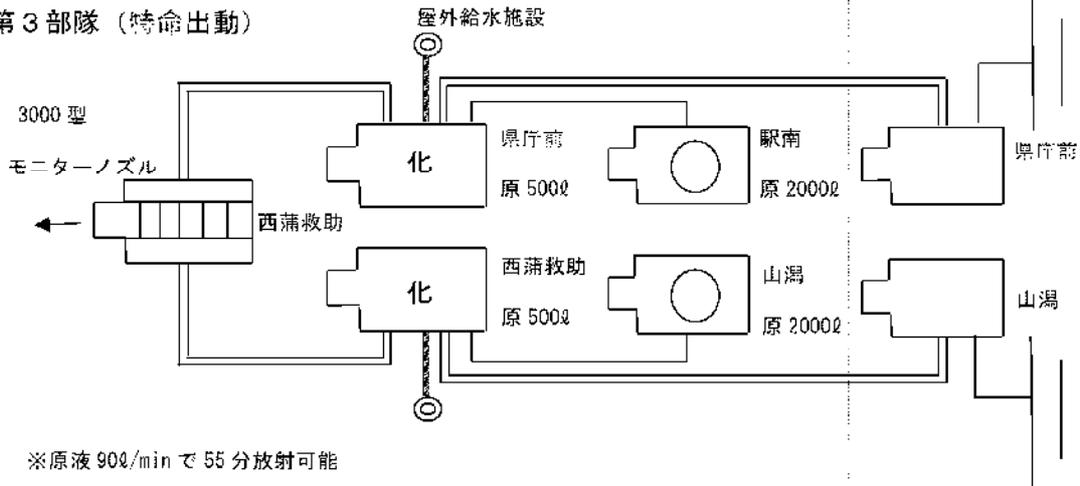
第1部隊（第1出動）



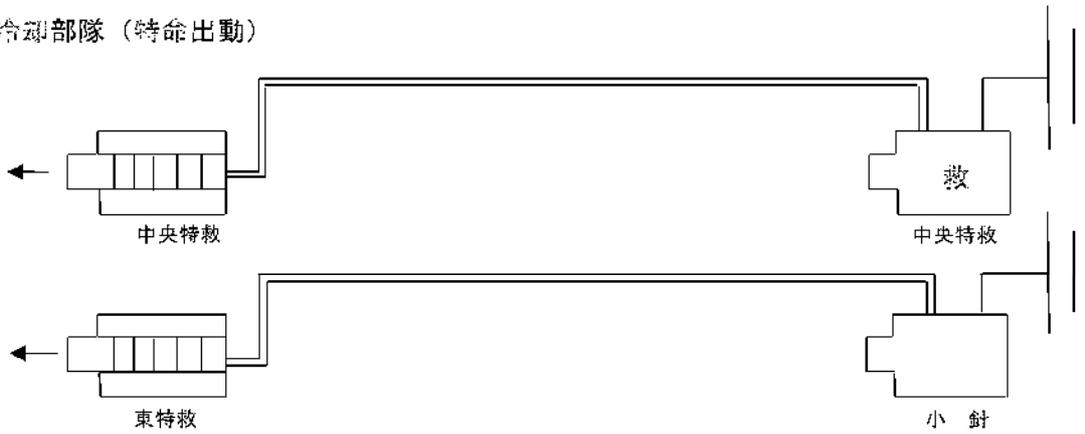
第2部隊（第2出動）



第3部隊 (特命出動)



冷却部隊 (特命出動)



附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。